

予防訪問看護重要事項説明書

<令和6年6月1日>

1・当ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電話番号 024-946-0582

担当者 管理者 丹野 美智子

窓口営業日時 月～金 8時30分～17時

土 8時30分～12時15分

※ご不明な点は遠慮なくご相談ください。

2・社会医療法人あさかホスピタル ウェル訪問看護ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ウェル訪問看護ステーション
所在地	福島県郡山市安積町笹川字経担 45 番地
事業所名	ウェル訪問看護ステーション サテライトみはる
所在地	福島県田村郡三春町大字楽内孝戸 71 番地 1
電話番号	024-946-0582
サービスの種類	介護保険
介護保険指定番号	0760390161
サービスを提供する地域	郡山市・須賀川市・田村市・岩瀬郡・田村郡
開設年月	平成12年4月1日

※上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同ステーションの職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	看護師	1名		従事者の管理及び業務の一元的な管理	1名
訪問看護	看護師	9名	1名	訪問看護サービスの提供	10名
訪問看護 (リハビリ)	作業療法士		2名 以上	訪問リハビリサービスの提供	2名 以上
事務		1名		事業所の必要な事務処理	1名

3・営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日までとする。

(ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までは除く)

営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時までとする。

土曜日 午前8時30分から午後12時15分までとする。

《営業時間外は024-946-0582からの転送になりますのでしばらくお待ちください》

4. サービスの内容

- ① 病状・心身の状況などの日常生活全般の的確な把握
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の自立支援・指導
- ③ 褥瘡の予防・処置
- ④ 認知症患者の看護
- ⑤ 家族への療養生活や介護方法の指導
- ⑥ 医師の指示による様々な医療処置
- ⑦ その他前各号に属さない必要な療養上の自立支援
- ⑧ リハビリテーション（担当が看護師の代わりに作業療法士の場合がありますが、定期的に看護師も訪問させていただきます。）

5. 利用料金

(1) 基本利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の介護報酬告示上の額の利用者負担割合になります。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

料金表・基本利用料（1単位10円）

30分未満	30～60分未満	60分以上90分未満	作業療法士による訪問20分
451単位	794単位	1090単位	284単位

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の介護予防サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※利用者負担減額認定証の交付を受けた利用者は、減額認定証に記載された金額が利用者負担になります。

(2) 加算料金

介護保険法の規定により以下の場合には加算料金が必要になります。

基本利用料との合計額の1割となります。

加算内容	料金
初回加算	退院日当日の訪問 350単位 上記以外 300単位
夜間加算 18:00～22:00 早朝加算 6:00～8:00	基本利用料の25%増し
深夜加算 22:00～6:00	基本利用料の50%増し
特別管理加算 厚生労働大臣が定める状態にある者	500単位/月 (I) 250単位/月 (II)
緊急時訪問看護加算 計画以外の緊急時の訪問	574単位/月
長時間訪問看護加算	300単位/月

複数名訪問加算 (看護補助者)	30分未満	254 単位/回
	30分以上	402 単位/回
	30分未満	201 単位/回
	30分以上	317 単位/回
サービス提供体制強化加算 (I)		6 単位/回

(3) 交通費

郡山市・須賀川市・田村市・岩瀬郡・田村郡の地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、訪問看護師がお伺いするための交通費として次の料金をいただきます。

公共の交通機関を利用した場合	実 料
自動車を利用した場合	当ステーションの実施区域との境界から、お客様のご自宅までの往復の距離 (1 km) に 20 円を乗じた額

(4) その他

①お客様のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用はお客様のご負担となります。

②エンゼルケア 10,000 円

③退院日の当日訪問看護 2,000 円

④料金の支払い方法

料金は月ごとの精算とし、毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので請求月の末日までにお支払い下さい。

お支払いを、現金にて受け取り後領収書を発行いたします。

⑤保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦、サービス利用料を頂き、サービス証明書を発行します。保険料の納入後、サービス提供証明書を各市町村に提出しますと、差額の払い戻しを受ける事ができます。

6・サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申込みください。当ステーション職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスを開始します。

(2) サービスの更新

終了のお申し出、終了の対象にならない限り、自動更新となります。

(3) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。

②利用者のサービス利用料金の支払いが 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合

③利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

④自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者の要支援認定区分が、要介護1～5・非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

7・当訪問看護ステーションの予防訪問看護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・介護予防の要支援認定を受けた利用者に対してかかりつけの医師の指示書に基づき、医療機関と連携の下で予防訪問看護サービスを提供いたします。
- ・当訪問看護ステーションの訪問看護師は、ご本人の意向を尊重しながらご家族の気持ちも大切にされた看護計画をご本人やご家族と共に立案し、自立支援に向けた看護を実践していきます。内容としては日常的な健康管理・自立支援・指導をはじめ、様々な医療機器の管理も含まれます。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

訪問看護師への研修の実施	○	採用時研修・6ヶ月以内、継続研修・年1回以上
サービスマニュアルの作成	○	

8・緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合せにより主治医・救急隊・親族・地域包括支援センター等へ連絡致します。

9・事故発生時の対応

予防訪問看護の対応中や医療ミスによる事故が発生した場合は、すみやかに主治医・家族・居宅介護支援事業者・市町村等への連絡を行なう。

事業者はサービスの提供にともなう、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合はその損害を補償します。

10・サービス内容に関する苦情・ハラスメント処理

(1) 当訪問看護ステーション苦情処理担当

当訪問看護ステーションの訪問看護に関する相談・苦情・ハラスメント及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

【担当】 内山 香里

電話 024-946-0582

【管理者】 丹野 美智子

電話 024-946-0582

(2) 当訪問看護ステーション以外の相談窓口

国民健康保険団体連合会苦情相談窓口 024-528-0040

運営適正化委員会 024-523-2943

郡山市介護保険課 024-924-3021

11・個人情報に関して

ご本人やご家族の個人情報の利用目的は、訪問看護サービスに沿って円滑にサービスを提供するために実施される担当者会議、他機関との連絡調整等において必要な場合の最小限の範囲内で使用いたします。

12・記録の開示について

利用者は、サービス提供記録を開示する事ができます。ただし、情報開示申請用紙に記入していただき、閲覧場所は事業所内において必ず、管理者が同席する事と致します。

13・虐待防止に関して

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針の整備します
- ・虐待を防止するための定期的な研修を実施します
- ・前項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します

14・業務継続計画の策定等について

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15・衛生管理について

- ・事業所は看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

・事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. その他

事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

17. 当法人の概要

名 称	社会医療法人 あさかホスピタル	
代表者役職・氏名	理事長 佐久間 啓	
所在地・電話番号	福島県郡山市安積町笹川字経坦45	TEL 024-945-1701

・定款の目的に定めた事業

病院・診療所・介護老人保健施設を経営し、科学的かつ適正な医療及び疾病の負傷等により、寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

・開設する病院・診療所・介護老人保健施設の名称及び開設場所

医) あさかホスピタル	郡山市安積町笹川字経坦45
医) あさかホスピタル併設介護老人保健施設 啓寿園	郡山市安積町笹川字経坦31
医) あさかホスピタル附属あさかこころクリニック	郡山市朝日3丁目5-16イルチエントロあさかビル3階

・業務

- (1) 公衆衛生及び国民体位の向上、一般困窮者に対する医療救済
- (2) 医、薬学生、看護婦生徒の育成事業
- (3) 精神医学の研究、研究所の名称・及び設置場所
 - 医) あさかホスピタル附属精神医学研究所 郡山市安積町笹川字経坦45
- (4) 安積地域包括支援センター
 - 安積介護予防支援事業所 郡山市安積町笹川字経坦45
- (5) 訪問看護ステーション(予防) 郡山市安積町笹川字経坦45
- (6) 指定居宅介護支援事業所(予防) 郡山市安積町笹川字経坦451

重 要 事 項 説 明 書

令和 年 月 日

予防訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基
づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福島県郡山市安積町笹川字経坦45番地

名 称 社会医療法人 あさかホスピタル
ウエル訪問看護ステーション

説明者 印

私は、契約書および本書面により、事業者から予防訪問看護についての重要
事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

介護者及び家族 住 所

氏 名